



2023年4月
創刊号

神戸 YWCA 居住支援ニュースレター

居住支援施策と社会の潮流

近畿大学建築学部教員
神戸 YWCA 居住支援ネットワーク
寺川 政司

「居住支援」がはじめて政策に位置付けられたのは、2008年に住宅の確保に配慮が必要な世帯が入居しやすい住宅供給を促進することを目的とする住宅セーフティネット制度（法）でした。各地で事業を円滑に進めるために居住支援協議会が設置され、2017年の法改正では実践部隊として居住支援法人が位置付けられました。現在、全国で500法人以上認定されていますが、縦割り行政において施策連携を実現する象徴的なテーマだといえます。

国交省は、空き家等のストック流通促進と居住ミスマッチ解消を、厚労省は地域共生社会の実現を目指す生活困窮者自立支援施策や地域包括ケアの一環として展開するなかで、居住支援法人はこれらソフトとハードをつなぐ役割が求められています。一般的に福祉系事業者はハード事業が苦手で、不動産系事業者は福祉などの支援事業が苦手だといわれますが、最近は双方を埋める主体が生まれています。とくに新型コロナ禍は時代の変化を加速させるとともに新たな困難層も現れており、家主と居住者の間（ニーズ）をつなぐ役割を担う伴走支援や「居場所」づくりをマネジメントする主体が注目されています。時代が変わっても大切にすることを確認しつつ、固定観念を捨てて産み出される「今はない仕組みや実態」が制度や社会を変えるのだと感じています。その点神戸YWCAの5年は、現場の課題やニーズ把握、新たな連携が生まれるなど、弱みと強みを整理する大切な期間であったと思います。

最後に、今後注視している動きとして「空き家等施策」の急展開があります。京都市空き家税をはじめ、管理不全空き家への税減額解除、所有者不明土地解消に向けた民法改正、そして居住支援法人の公的住宅管理主体化の動きなど、居住ストックをめぐる環境が変わることで居住支援にも新たな展開が求められています。その意味では、神戸YWCAにある協働の輪や情報・関係ネットワークがもつ可能性に期待しています。

ご支援お願い

食器・寝具・家電など

新しい住居で生活を始める際に、必要になることがあります。

神戸YWCAには保管場所がないため、ご自宅に置いておいてくださるとありがたいです。

物件情報募集

中央区、灘区、兵庫区で、高齢者や障害者など住宅確保にお困りの方に貸して下さる物件がありましたら情報をお寄せください。

ご寄付のお願い

居住支援活動を充実させ、継続していくために、ご支援いただければ幸いです。

<振込先口座>

三井住友銀行 三宮支店

普通預金 1015232

公益財団法人神戸YWCA

*お手数ですが、メールまたはお電話で、振込人氏名、金額、振込日、支援先(居住支援)をお知らせください。

TEL:078-231-3156

magonote@kobe.ywca.or.jp



居住支援の窓口から

居住支援事務所に相談に来られる方の背景は様々だが、今住んでいる建物が取り壊しになるため、急遽出て行かなければならなくなり、相談に来られることがある。特に高齢者は、長年住んでいる今の住居が終の住処だと思っていたのだから、住み慣れた場所を離れたくないのは当然のことである。そして、金銭的にも今の家賃以上は払えないし、蓄えもない場合が多い。また、身体的にも不自由になり、エレベーター付きのあるいは1階の部屋となると、住み慣れた地域ではなかなか見つけられない。特に中央区は家賃が高い。そこで、市営、県営などの公共住宅を希望するが、何十倍もの倍率の抽選に当たらなければならない。

住宅セーフティネット制度は、増加する空き家・空き室を住宅確保要配慮者とマッチングさせようとするものである。しかし、セーフティ住宅に登録される空き家・空き室は十分でないし、公共住宅の増加が見込めないとする住宅政策はどうなのかと、相談をうけながら、いつも考えさせられる。

居住支援相談員 野村春美



22年度居住支援活動報告

2022年度は、34件の入居前相談を受け、うち24人と、来所または訪問で面談しました。そのうち、11人が神戸YWCAの居住支援を通して住宅確保されました。その他は、自力で住宅確保された方や相談のみで終了した方、現在も支援継続中の方がいます。住宅確保とともに、生活保護の申請やその他の手続きに同行したり、障害福祉サービスにつないだり、新しい住まいでの暮らしにスムーズに移行できるようお手伝いしました。

2023年度は居住支援法人として活動を開始して5年目を迎えます。相談に来られる方お一人おひとりが、よりよい住まいを確保し、自分らしい暮らしをスタートされることを願って、私達も日々研鑽を積んでいきたいと思えます。

相談無料

中央区・灘区・兵庫区で住まい探しにお困りの方へ

<相談日時>

毎週月・水・木・金曜日 9:30~17:30

(火・土・日・祝・年末年始は休み)

☎ 078-231-3156

この事業は、国土交通省の補助金を得て実施しています。

神戸YWCA
すまいの
相談窓口

住宅確保要配慮者居住支援法人(兵居支第0006号)
公益財団法人神戸YWCA

神戸YWCA まごの手

〒651-0093 神戸市中央区二宮町1-12-10
tel. 078-231-3156 fax. 078-231-6692
e-mail: magonote@kobe.ywca.or.jp
www.kobe.ywca.or.jp

YWCA

(ワイ・ダブリュー・シー・エー
(Young Women's Christian Association)) は…

キリスト教を基盤に、世界中の女性が言語や文化の壁を越えて力を合わせ、女性の社会参画を進め、人権や健康や環境が守られる平和な世界を実現する国際NGOです。